

①建築物省エネ法による新築・増築等の適合性判定における審査手数料

単位(円)

面積(m ²)	審査手数料					完了検査 手数料
	標準入力法・主要室入力法		モデル建物法		複数棟認定の 他の建築物※2	
	工場等※1	工場等以外	工場等※1	工場等以外		
300以上～1,000未満	32,000	295,000	27,000	115,000	17,000	17,000
1,000以上～2,000未満	44,000	379,000	39,000	150,000	27,000	28,000
2,000以上～5,000未満	105,000	542,000	99,000	244,000	82,000	83,000
5,000以上～10,000未満	156,000	667,000	148,000	318,000	130,000	132,000
10,000以上～25,000未満	193,000	789,000	184,000	382,000	164,000	166,000
25,000以上～50,000未満	239,000	900,000	229,000	448,000	205,000	208,000
50,000以上	330,000	1,122,000	318,000	581,000	287,000	291,000

②建築物省エネ法による適合性判定の計画の変更等に対する審査手数料 ※3

単位(円)

面積(m ²)	審査手数料				
	標準入力法・主要室入力法		モデル建物法		複数棟認定の 他の建築物※2
	工場等※1	工場等以外	工場等※1	工場等以外	
600未満(変更)	24,000	235,000	19,000	90,000	10,000

※1…「工場等」とは、モデル建物法における「モデル建物」が工場モデルである用途の建築物(工場、危険物の貯蔵又は処理に供するもの、水産物の増殖場又は養殖場、倉庫、卸売市場、農産物の生産、集荷、処理又は貯蔵に供するもの、農業の生産資材の貯蔵に供するもの、火葬場又はと畜場、汚水処理場、ごみ焼却場その他の処理施設その他市長が適当と認めるもの)を指す。

※2…「複数棟認定の他の建築物」とは、複数建築物の連携による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定を受けた建築物のうち、エネルギー供給を受ける他の建築物を指す。

※3 変更に係る面積が600m²以上の場合にあつては、変更に係る部分の床面積の合計の2分の1に相当する面積を①の表に当てはめた金額とする。